

「標準工期の見直し」と「設備完成後の完成届提出のお願い」について

日頃より当社事業に対し格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、可能な限りお客さまのご希望日に沿った電力供給に努めて参りましたが、2024年4月から建設業におきましても「働き方改革関連法」施行に伴い、時間外労働の罰則付き上限規制（原則、月45時間かつ年360時間）などの遵守が義務化されたことで、適正な工期確保による当社や配電委託工事会社の労働環境改善が必要です。

また、社会的な労働人口の減少などにより、年々、配電委託工事会社の施工能力が減少している中、電気工事における完成届をご提出いただいたものの、現場を訪問すると現場が未完成のため供給できず、後日再訪問している事象が発生しており、本来不要な労働時間が発生しております。

つきましては、労働環境改善を目的とした標準工期の見直し、及び設備完成後の完成届提出について、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 標準工期の見直し内容

- 新增設お申込みの標準工期について下表のとおり見直します。

※過去の工事所要日数の実態に踏まえた日数への見直し

※営業日とは当社休日を除く月曜日～金曜日

項目		見直し後	(参考)現状
要引込 工事	引込線以下工事	8営業日	6営業日
	引込線以下のうち要現調件名	13営業日	
要外線 工事	変圧器(低圧線含む)の新設・取替を行う工事	1.5ヶ月 程度	10営業日 程度
	高圧線の新設・張替工事		
	電柱新設を伴う工事(2本程度)	2ヶ月 程度	

2 見直し時期

2024年8月1日(木) 申込分から

※標準工期内での対応が困難となるケース（詳細は裏面をご確認ください）もありますので、早期のお申込みをお願いします。

◆ 早期お申込みのお願い ◆

- 当社では、外線工事に必要な期間の目安を1.5ヵ月～2ヵ月程度に見直しておりますが、工事内容によっては、上記期間以上に供給までの期間が必要となるケースがありますので、電気のご使用が決定した時点で、お早めにお申し込みをいただくようお願いいたします。

(注) 契約容量の大小や現地の状況にかかわらず、外線工事が必要な場合があります。

---【工事に時間を要するケース(一例)】---

- ・ 太陽光などの発電設備の連系や特殊な負荷（ハウス栽培用ヒートポンプ空調、電照栽培設備など）をご使用のため、周囲のお客さまや当社設備への影響について技術的な確認が必要な場合
- ・ 電柱や電線の新設などのため地権者との交渉や道路管理者への許可申請が必要な場合
- ・ 地中化区域、離島などの遠隔地である場合
- ・ 悪天候、風水害などによる工事施工困難などの特殊事由がある場合
- ・ 工事費負担金の入金に期間を要する場合 など

◆ 設備完成後の完成届提出のお願い ◆

- 現場の工事が未完成にもかかわらず完成届を提出し、電気供給予定日に当社、配電委託工事会社の施工者が現場確認をすると一部未完成等により供給工事等が実施できない事象が発生しております。
- 現場設備の完成を確認後の完成届の提出にご協力いただきますようお願いいたします。

(注) 現場未完成にも関わらず完成届を提出される電気工事会社さまについては、調査後送電として扱わせていただく場合がございます。

